

【 平成30年度の指導監査の状況 】

1 指 導

指導は、事業者が行うサービスに関する帳簿書類等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、「制度管理の適正化とよりよいケアの実現」を目的として実施するものである。

集団指導

下記重点項目を踏まえ概ね年1回、講習会方式により実施する。

重点項目	① 介護保険法の趣旨、目的の周知及び理解の促進
	② 指定事務等の制度説明
	③ 介護報酬請求に係る過誤、不正防止

平成30年度集団指導 出席事業所数 3,561事業所
(出席率 87.7%)

実地指導

介護保険法第24条（市町村は、第23条）に基づき介護事業者の事業所において、下記重点項目を踏まえ、運営及び報酬請求指導を実施する。

なお、著しい運営基準違反が認められた場合又は報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められた場合は監査へ変更となる。

重点項目（令和元年度）
① 運営指導
・高齢者虐待、身体拘束の防止
・防災対策の充実強化
② 報酬請求指導
・介護報酬請求の適正化
・介護職員処遇改善加算の不正請求防止

平成30年度実地指導の結果

実施事業所数	改善指導等事業所数（割合）	
1,322	279（約21.1%）	
	（内容別）	
	※重複あり	
	人員	29
	設備	15
運営	256	
請求	41	
その他	11	

2 監査

監査は、介護給付等対象サービスの内容について行政上の措置（勧告・命令・指定の取消等）に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは不正が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを目的に行う。実地指導の結果や入手した情報等を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認められた場合に、随時実施する。

立入検査

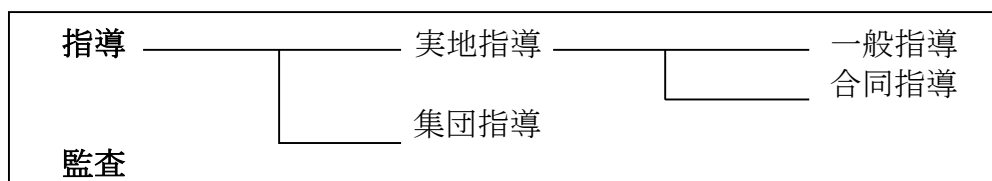
指定基準違反等の確認について必要があると認められるときに、サービス事業者等に対し当該事業所に立ち入り、設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。なお、立入検査は下記の情報等があった場合に機動的に行う。

- ・ 通報・苦情・相談に基づく情報提供
- ・ 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等に寄せられる苦情
- ・ 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報情報
- ・ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業所
- ・ 実地指導において確認した指定基準違反の情報 等

平成30年度立入検査の結果

実施事業所数	監査結果
4	行政処分（指定取消・停止） 0
	勧告 3
	文書指導 0

☆ポイント 「指導」と「監査」の区分



- ・ 「指導」は『制度管理の適正化とよりよいケアの実現』のために実施
- ・ 「監査」は、指定基準違反又は不正請求等の事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを目的に実施

⇒適切な運営を行っている事業者の支援、介護保険給付の適正化

○実地指導・監査で指摘された問題点等

1 人員基準について

- 従業者の業務が明確に区分されていない（併設事業所等がある場合）。
- 従業員の配置時間が不足している、兼務により基準を満たさない。

2 設備基準について

- 指定申請時に添付した平面図と相違している。

3 運営基準について

- 運営規程の記載内容と実態との整合が図れていない（自己負担割合、実施地域、営業日、サービス提供時間、職員数等）。
- 重要事項説明書の記載内容と実態との整合が図れていない（実施地域、職員数等）。
- 運営規程の記載内容と重要事項説明書の記載内容が相違している。
- 各サービス計画について、未更新、記載内容の不備、記載漏れ等があった。
- サービス内容の記録に不備があった、記録等が保存されていなかった。
- 運営規程の概要等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していなかった。
- 非常災害に対する具体的計画が作成されていなかった。避難訓練が実施されていなかった。
- 身体的拘束等の適正化を図るための措置が行われていない。（検討委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修の実施）
- 介護サービス情報の公表を行うための報告が行われていない。

4 報酬請求について

- 加算の算定要件を満たしていない。
 - ・緊急時訪問看護加算、個別機能訓練加算、初回加算、特定事業所加算、医療連携強化加算、看取り介護加算、緊急短期入所受入加算、サービス提供体制強化加算
 - ・地域区分の誤り